

大島地区中学校総合体育大会における複数校合同チーム編成規定

大島地区中学校体育連盟

1 趣 旨

学校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができない場合にそれぞれの学校長の判断により、近隣の中学校と合同でチームを編成し、大会に参加できるようにすることを目的とする。

このことは、少子化に伴い、少人数となった既存の運動部に、大会参加の機会を与えようとするものであり、勝利至上主義を第一の目的とする合同チームは適用されない。

<「既存」の説明>

- ① 合同チームに参加するために新しく運動部を設置し、すぐに大会に出場することは認めない。
(各学校の混乱を防ぐため)
- ② 新しく運動部を設置し、1年間経過してから、合同チームに参加するのが望ましい。
(1年間が既存にあてはまる)

2 条 件

- (1) 大島地区内で編成するものとし、合同が適正であると、大島地区中体連会長が認めた場合に限る。
- (2) それぞれの学校に、その競技の運動部が存在していること。
- (3) それぞれの学校長が、合同部活動を承認し、合同チームとして計画的・継続的に練習が行われていること。
- (4) 合同チームとして承認する競技は、個人種目のない下記4競技とし、それぞれの競技の最低出場人数に満たない場合のみ合同チームを編成できる。
 - ① バスケットボール(5人) ② サッカー(11人)
 - ③ バレーボール(6人) ④ 軟式野球(9人)
- (5) 合同チームの編成基準

- ① 最低出場人数に満たない学校で、単独でチームの編成が困難な学校同士の合同チーム
 - ② 最低出場人数に満たない学校が、部員数に余裕がある学校より部員(当該校登録者以外)を借りて編成する合同チーム
 - ③ 単独でチームの編成が可能な学校に、最低出場人数に満たない学校の部員を編入した合同チーム

※ 1の趣旨をふまえたうえで、上記の編成基準をもとに、①から順に優先順位を原則とし、合同が適正であるかどうかを地区該当競技専門部及び大島地区中体連で十分協議する。

- (6) 大会参加時の引率については、各学校の校長・教員とし、ベンチ入りする監督については、代表校の校長・学校職員(常勤)とする。
- (7) 登録の申請及び大会参加の申し込みは、代表校の校長が行う。
- (8) ユニホームは、チームとして統一したものを原則とする。(校名連記は義務づけない)
- (9) 合同チームが入賞した場合、表彰校は校名連記でそれぞれの学校に授与する。

3 大会出場への手順

- (1) それぞれの学校が、合同チームでの大会出場に合意

↓
↓

- (2) 大島地区中体連事務局へ「複数校合同チーム編成登録申請書」を提出する。

⇒ (合同様式－1) No.1・No.2：県中体連大会要項 P 1 1 2～P 1 1 3

5月8日(水) 必着

↓
↓

- (3) 大島地区中体連会長が承認し、「複数校合同チーム編成登録承認書」を代表校へ送付

⇒ (合同様式－2)：県中体連大会要項 P 1 1 4

↓

↓<地区総体出場権獲得>

- (4) 地区中体連競技別大会要項に従って、「大会参加申込書」を提出する。

⇒ 各競技申込書様式

5月15日(水) 必着

↓
↓

- (5) 大島地区中学校総合体育大会への出場

↓

↓<県総体出場権獲得>

- (6) 県中体連事務局へ「複数校合同チーム大会参加申請書」を提出する。

⇒ (合同様式－3)：県中体連大会要項 P 1 1 5

↓
↓

- (7) 県中体連会長が承認し、「複数校合同チーム編成登録承認書」を代表校へ送付

⇒ (合同様式－4)：県中体連大会要項 P 1 1 6

↓
↓

- (8) 県中体連競技別大会要項に従って、「大会参加申込書」を提出する。

↓
↓

- (9) 鹿児島県中学校総合体育大会への出場

※ 附則 本規定は、平成15年度大島地区中学校総合体育大会より適用する。

- ・平成15年2月20日制定
- ・平成16年2月19日改定
- ・平成19年2月23日一部改定
- ・平成26年4月11日一部改定
- ・平成30年4月25日一部改定